

蛙 子 池 土 地 改 良 区 定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備を図り、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、蛙子池土地改良区という。

2. この土地改良区の認可番号は、香川県土改第21号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係わる土地以外の土地を除く。)とする。

町 名	大字名	地 域
土庄町	湊 崎	伝法川係り水田全部
〃	上 庄	〃
〃	黒 岩	〃
〃	肥土山	〃
小豆島町	中 山	伝法川支流殿川係、湯舟係水田全部

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規定及び、利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 伝法川及び伝法川支流殿川から引水する、かんがい施設の維持管理。
- (2) 蛙子池、蛙子新池、中山池、新中山池及びこれに伴うかんがい施設の維持管理。
- (3) 蛙子池、蛙子新池、中山池、新中山池、県営殿川ダムのかんがい用水及び生活用水の配水管理。
- (4) 前項配水管理に直接関係する施設(溜池等)の維持管理及び配水管理。
- (5) この土地改良区を行う土地改良事業は、かんがい排水事業、農道事業、ほ場整備事業その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設及び改良。

2. この土地改良区は、前項の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3. この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを管理する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県小豆郡土庄町肥土山に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示板及びこの土地改良区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知する。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は、40人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	土庄町湊崎、上庄	14人
第2区	土庄町肥土山、黒岩、小馬越	18人
第3区	小豆島町中山	8人

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取り消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(組合員の請求による会議招集)

第12条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面により総代会の召集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を召集しなければならない。

(書面による議決)

第13条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない総代はあらかじめ通知した事項について書面により、議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代はあらかじめ通知のあった事項について書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名、押印の上、通知で定めた日時までに土地改良区に提出しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第14条 理事は総代の任期満了による総選挙においては、その任期満了の日前45日から、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2. 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申し出等)

第15条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で理事に申し出ることができる。

2. 理事は、前項の異議の申し出を受けたときは、その異議の申し出を受けた日から3日以内にその異議が正当であるかないかを決定しなければならない。

その異議を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正しその旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。

その異議の申し出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3. 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単 記 制)

第16条 総代選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は1人とする。

(通常総代会の時期)

第17条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(議決方法の特例等)

第18条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、

役員の改選、規約の設定、変更、及び廃止、合併並びに解散、その他重要事項を除いて急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第19条 経費の収支予算を議案の全部又は1部とする総代会を召集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれを伴う賦課金及び賦役現品の賦課、徴収の時期、方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第20条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第21条 この土地改良区の役員の定数は、理事10人、監事5人とする。

2. 理事定数のうち6名は組合員であつて耕作の業務を営む者とする。
3. 監事定数のうち2名は組合員であつて1名は法第18条6項各号の全てに該当する者とする。
4. 前項役員定数のうち、理事2人、監事2人は、組合員でない者も選任することができる。

(役員の選任)

第22条 役員は、総代が総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員選任に関し必要な事項は附属役員選任規定で定める。

(理事長)

第23条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第24条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第25条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第26条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査しその結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第28条 理事又は監事がある被選任権を失ったときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が、農業者年金基本法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において(第16条第2項の規定にかかわらず)組合員でない役員となることができる。

第4章 経費の分担

(経費分担基準)

第29条 第4条の事業に要する経費に充てるため賦課金及び夫役現品(第2項に規定するものを除く)は、予算の定めるところにより、地区内の土地につき、次の基準により賦課する。

- (1) 事業に要する経費については、受益地区毎に地積割りとする。受益地区は、総代会の議決により定める。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある第3条に掲げる水田に地積割りに賦課する。
2. 第4条に掲げる事業のうち、国の間接補助及び県の補助事業に係わるものであって当該事業の施行に係わる地域内の農地が法第113条の2の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する前に、知事が指定する場合にあっては、当該指定に係わる年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合は、当該事業につき県から交付を受けた補助金(県が国から交付を受けて交付するものを含む。)の額に相当するものを第1項の(1)に規定する賦課金及び夫役現品の算定方式により当該転用に係わる農地(以下「転用農地」という。)に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することに収入がある場合には、当該収入のうち当該転用に係わるものを差し

引いた額)の賦課金を当該転用農地につき賦課する。

ただし、転用農地の面積が県知事の定める面積を超えない場合、又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りではない。

(負担金及び分担金)

第30条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営土地改良事業の負担金を負担する。

2. 前項の負担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行にかかる土地につき各地域毎に地積割に賦課する。
3. 第1項の分担金のうち、県営土地改良事業の施行にかかる地域内の農地の転用に伴い徴収される分担金に充てる賦課金は、当該転用に係わる農地につき前項に掲げる基準により各地域毎に地積割に賦課する。

(賦課金の徴収方法)

第31条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法、並びに夫役現品の金銭換算基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第32条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

前条の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発しこれをするものとする。

(過怠金)

第34条 第29条、第30条、又は第31条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は定期内に履行せず若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金百円につき1日4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料100円を過怠金として徴収手する。

2. 前項の滞納金又は、過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収手する。
3. 前項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(係及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3. 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加 入 金)

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による、決済による徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金については、第29条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、別に定める。

(財産配分の制限)

第39条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に配分することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1. この定款は、昭和26年3月3日から施行する。

この土地改良区の設立当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず、土地改良法第18条の規定に基づき申請人の定めるところによる。

2. この定款改正は、昭和45年 6月18日から施行する。

定款第22条の規定にかかわらず、役員の任期は現任役員に限り、従前の例による。

3. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(昭和53年 4月27日)から適用する。

但し、第22条、役員の任期は次期役員の任期より適用する。

4. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(昭和54年 3月30日)から適用する。

5. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(昭和61年 2月8日)から適用する。

6. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(昭和61年11月21日)から適用する。

7. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(昭和63年 4月28日)から適用する。

8. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(平成 3年 4月11日)から適用する。

9. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(平成11年 4月21日)から適用する。

但し、第8条の規定は、次の総代選挙の時から適用するものとし、それまではなお、従前の例による。

10. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(平成13年 3月21日)から適用する。

11. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(平成22年 4月 5日)から適用する。

12. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(平成31年 4月 1日)から適用する。

13. 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。

14. この定款改正は、香川県知事の認可のあった日(令和2年 4月 1日)から適用する。